

○財務省令第305号(昭和57年大蔵省告示第333号)による。利付債の発行等に関する省令(昭和57年基づき、大蔵省告示第111項の規定に基づいた利付債)。

四 発行方法
三 用振替の法律項及びの適法
二 行使の根拠
一 号名及び記

の平成二十八年十一月二十九日
省令第三十号(昭和57年大蔵省告示第333号)
の平成二十八年十一月二十九日
國債の發行等に關する省令(昭和57年基づき、大蔵省告示第111項の規定に基づいた利付債)

にご務後格競債定特あ争争う札価振の以律社条九特十利
よと大に競争市め別つ入入。[。]へ格替適下へ平、一法会回
るに臣行争入場る参て札札に以を機用一振成十三年法律第
發応がわ入札特も加、と發行[。]下競争は受替法[。]と
行募各れ札發別の者財同行による「争に付けるもの」とい
限國るの行參にご務時[。]発価に日本銀行第60号(昭和57年
以度債入募[。]加よと大にと下額市札入と者るに臣行い[。]競争して行とし[。]の規
下額市札入と者るに臣行い[。]発応がわう[。]以下札入わるとする。その規定
一を場でのい・發応がわう[。]以下札入わるとする。その規定
国定特あ決[。]第行募各れ[。]債め別つ定[。]I(以限國る、[。]の規
債め別つ定[。]I(以限國る、[。]の規
市る参てを及非下額市札格格とる。その規定
場も加、しひ価下額市札格格とる。その規定
特の者財た価格國を場で競競い入の規定

六

口

イ

発

非者特国
価・別債
格第参市
競I加場

入価 入価・別債行争
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国發競I加場

五

口 イ

方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

でた条特十額た条千額發四う額
千利第別万で利第四面行十ち面
二付一會円六付一百金し七、金
億国項計 千国項七額た条特額
円債のに 三債の十で利第別で
に規関 百に規万三付一會九
つ定す 四つ定円千国項計千
いにる 十いに、六債のに九
て基法 九て基同百に規関百
、づ律 億はづ法四つ定す九
額き第 千、き第十いにる十
面發四 五額發六三て基法三
金行十 百面行十億はづ律億
額し七 三金し二八、き第円

込募各当も各 発別
み限國ての申 行參
の度債るか込 「加
応額市。らみ と者
募の場 その い・
額範特 のう う第
を囲別 応ち 。II
割内參 募応 非
りに加 額募 價
當お者 を価 格
ていご 順格 競
るてと 次の 争
。各の 割高 入
申応 りい 札

十 イ 一	九 八	ハ	口 イ	七 ハ
發	振額最		払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國入価込	行争非者特國行争	
札格行行	額	入価・別債	入価・別債	入
發競価	面	札格第參市	札格第參市	札
行争格日	位	札格第參市發競Ⅱ加場	札格第參市發競Ⅰ加場	札
以額	平す額の振	五円千	千一	でた条特
上面	成るの記替	万三	十兆	千利第別
の金	二。整載法	円百	億七	三付一會
そ額	十数又の	二	百十三	百国項計
れ百	十八倍は規	十	六三	十債のに
ぞ円	八年の記定	八	十億	八に規関
れに	十年金録に	億	万三	億つ定す
のつ	一額はよ	五百	三百	円いにる
応き	月に、る	千	七	て基法
募百	二よ最振	四	十	、づ律
価円	十一振	百	万	額き第
格四	も額口	四	円	面發四
十	の面座	四十		金行十
錢	と金簿	万		額し七

十五

後第
の二
利期
子以

利てを毎
子、支年
をそ払三
支の期月
払日と二
う以し十
。前、日
六各及
月支び
間払九
に期月
属に二
すお十
るい日

$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$
規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休支次九
日び営業払の年
に第業日う算三
つ十日に式月
い六にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
.いへと支出支
て以き払し払

十四

初期利子

$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{62}{365}$

十
三
二

の経利入価・別債行争非者特国
払過札格第参市及入価・別債
込利発競Ⅱ加場び札格第参市
み子率行争非者特国発競I加場

口

る定り払募年
。す算込入○
る出金決・
期し額定五
日たにのパ
に金加通一
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
八
十
錢

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 四
十 臣 行 額 十
八 か 百 八
年 ら 円 年
十 通 に 九
一 知 つ 月
月 を き 二
二 受 百 十
十 け 円 日
一 た 者